

令和4年度

市有財産に関する民間提案制度
【実施要項】

令和4年7月

犬山市

市有財産に関する民間提案制度の概要

1. 市有財産に関する民間提案制度

犬山市では、本市が所有又は管理する資産とその環境を最適な状態で保有し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営を推進しています。

「市有財産に関する民間提案制度」は、資産経営に関する施策の一環として、PPP(官民連携)を取り入れるため実施するものです。これまで行政が行ってきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することで、さらなる施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化、地域課題の早期解決を目的とするものです。

市有財産における課題等に対して、民間事業者から提案を求め、本市の施策に大きく貢献する提案を選定し、民間事業者(提案者)と本市とで協議を積み重ね事業化を図ります。

本制度では、民間事業者(提案者)からの提案内容を知的財産と捉えます。したがって、その情報を保護することが必要であるため、提案者との随意契約を前提とします。

ただし、本制度は解除条件付きの制度ですので、民間事業者(提案者)との各種協議が成立した場合においても、提案事業にかかる予算案件等が犬山市議会で承認されない等の事由により、事業を実施できなくなる場合もあります。

2. 民間提案制度の目的

民間提案制度の実施にあたっては、主に次の4つの目的をもって実施します。

(1) 公共サービスの向上

民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を活かした充実した施設運営や、機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで、公共サービスの向上を図ります。

(2) 地域経済の向上

民間事業者の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。

(3) 財政負担の軽減

民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用と施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し、市の財政負担の軽減を図ります。

(4) 地域課題の早期解決

社会情勢の変化や多様化するニーズに対して、行政内部のみの検討や従来方式での発注方法では限界があり、スピード感に欠けると考えられる案件に、民間のノウハウを導入することにより早期解決を図ります。

3. 提案者の参加資格条件等

民間提案制度における提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、前項に掲げる目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人(以下「民間事業者等」という。)とし、個人は除くものとします。

提案者は、本市及び必要に応じて施設管理者・指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

4. 実施概要

民間提案制度は、次のとおり実施します。

(1) 提案募集案件一覧の公表

市は、市有財産に関する事業について、事業の概要、コスト、実施状況等を掲載し「提案募集案件一覧」を作成し公表します。

(2) 民間事業者等からの提案

民間事業者等は、提案募集案件一覧に掲載された事業等について、「公共サービスの向上」「行財政運営の効率化」「コスト縮減・平準化」「地域経済の活性化」「地域課題の早期解決」などに繋がる提案(以下「民間提案」という。)を行います。

(3) 民間提案の審査、採否決定と公表

本市は、民間提案を審査し採否を決定します。民間提案を採用し事業化を検討するものは事業計画を、採択しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとします。

- ① 「採用(一部採用)」:民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 「不採用」:事業化に適さないと判断した場合

(4) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と「詳細協議」を進めます。なお、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と「契約(随意契約)」を締結します。

5. 事務局

本制度に関する事務局は、以下のとおりです。

犬山市役所 経営部 総務課 行政グループ 担当:高橋

・所在地:〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

・電話番号 :0568-44-0300

・E-mail:010300@city.inuyama.lg.jp

本制度に関する質問がある場合は、「制度に関する質問(様式第 1 号)」に質問内容を記載し、事務局へ電子メールにより提出してください。

※ 電子メール送信後、担当者まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

令和4年度 民間提案制度募集要項

1. 提案募集案件一覧

令和4年度の提案募集案件は以下のとおりです。

No.	案件名	想定する事業区分	担当課	連絡先
1	犬山市役所本庁舎の空間利用 (駐車場スペースを含む) ※通常業務に支障がないことが 必須条件	余剰スペースの利活用	総務課	0568-44- 0300

2. 提案要件

(1) 提案内容の要件

以下の①～③のいずれかに該当する提案をしてください。

- ① 公共サービスの提供・運営方法等に関する事で、民間活力導入により市民へのサービス向上が図られるもの
 - ② 公共施設マネジメントに貢献する施策
 - ③ 本市の新たな財政支出又は維持管理費の増加を伴わないもの。
- 上記を原則としますが、提案事業を実施した結果、本市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、本市の新たな財政支出を排除するものではありません。

(2) 対象外の提案

以下のいずれかに該当する提案は**対象外**となりますのでご注意ください。

- ① 単に事業(施設)の廃止に関する提案
- ② 本市がすでに実施している民間提案事業で、単に事業実施者となろうとする提案
- ③ 既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案
- ④ 民間事業者が実施することが適当でない事業(もっぱら公共機関が実施することが法令等により義務づけられている事業等)を含む提案

(3) 資金調達方法・収益等

原則として、市の新たな財政負担がないことが条件となりますので、提案の事業化にあたっては、次に定める方法等に資金調達・報酬を得るものとします。

- ① 提案による財産(施設)の貸付料・売上収益等、広告収入
- ② 提案による光熱水費、保守費等の削減相当額
- ③ 提案による本市の現行予算の振替や転用
- ④ その他提案に関連して発生する収入等

3. 参加資格条件等

(1) 提案者の参加資格要件

提案者は、自ら提案した内容を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、民間提案制度の目的を達成する意思を持つ民間企業、NPO法人等の法人(以下「民間事業者等」という。)とし、個人は除きます。

提案者は、本市及び必要に応じて施設管理者・指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

(2) 提案者の制限

次のいずれかに該当する民間事業者等は、提案者及び提案者の構成員となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 国及び地方公共団体から入札参加停止を受けている者
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当と認められる者、並びに犬山市暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 28 日条例第 34 号)に基づく排除措置に該当する者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続きが終了していない者
- ⑤ 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

4. 実施スケジュール及び応募方法

(1) 実施スケジュール(予定)

No.	実施項目	日程
1	提案募集案件の公表	令和4年7月4日(月)
2	質問受付	令和4年7月11日(月)～7月25日(月)
3	企画提案書の受付期間	令和4年8月1日(月)～8月26日(金)
4	ヒアリング	令和4年8月下旬～9月上旬頃
5	提案事業の採択決定	令和4年9月下旬頃
6	詳細協議	令和4年9月下旬以降
7	事業化の決定	令和4年11月初旬までを予定 ※ 事業内容により即時決定する場合、延長する場合もある

(2) 質問受付及び回答

① 質問方法

質問書に質問内容を記載し、以下に示す案件ごとの担当課へ電子メールにより提出してください。

※ 電子メール送信後、担当課まで電話連絡し、受信の確認をお願いします。

※ 提案に必要な資料閲覧や現場確認等を希望する場合は、担当課へ事前にご相談ください。ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

② 受付期間

令和4年7月11日(月)から7月25日(月)までの午前9時から午後5時まで。

(ただし、土日・祝祭日を除く。)

③ 回答方法

本市ホームページで順次公表します。ただし、提案内容に関わる事項に及ぶ質問については、質問者の同意を得た上で公表します。

(3) 企画提案書等の書類提出

提案団体調書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)、企画提案書(様式第5号)、提案団体状況表(様式第6号)及び関連事業実績一覧表(様式第7号 ※任意提出)に必要事項を記載し、必要に応じて関連資料も併せて各2部を次の方法により提出してください。

① 受付期間

令和4年8月1日(月)から令和4年8月26日(金)までの午前9時から午後5時まで。
(ただし、土日・祝祭日を除く。)

② 提出方法及び提出先

7. 提出方法

郵送又は直接持参とします。なお、郵送の場合は、受取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受付します。

1. 提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市役所 経営部総務課 行政グループ宛

③ その他

企画提案書等の提出部数は、2部としていますが、審査段階(本市の設置する審査委員会)で部数の追加を求めることもありますのでご承知おきください。

5. 提案事業の採否

(1) ヒアリングの実施

提案事業の採否については、各案件の担当課において提案書やヒアリングを基に審査(1次審査)した後、採用の見込みのある案件については、本市が設置する審査委員会において審査(2次審査)し決定します。

※ ヒアリングの日程等については各案件の担当課より別途通知します。

※ ヒアリングの時間は60分程度(提案者によるプレゼンテーション20分+質疑応答40分)を想定しています。

(2) 審査の視点

審査の視点は以下の項目を基本とします。採否の決定にあたって重要視する項目は案件ごとに異なりますが、可能な限りすべての項目を網羅できるような提案としてください。

審査項目		視点
制度の理解度	地域性	地域ニーズに応じた事業展開ができ、地域雇用、地域経済の活性化が図れるか。
実現性	安定性・実現性	継続事業ができるよう経営基盤が安定しているか。
	効率性・効果性	市のコスト縮減や平準化、または収入の増加が見込まれ、かつ公共サービスの向上が図られるか。
	法的適合性	事業化にあたって支障となる法令等の事項がないか。
独創性・その他		独自の発想や工夫に基づく付加価値はあるか。
		提案者が事業実施者となった場合、事業を安定的に担う体制、能力を有しているか。
		行政が実施するよりもスピード感を持って地域課題の解決を図ることができるか。

(3) 提案事業の審査、採否決定と公表

本市は、民間提案を審査し採否を決定します。民間提案を採用し事業化を検討するものは事業計画を、採択しないものはその理由を明らかにし、市のホームページ等で公表します。審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

なお、民間提案の採否の区分は次のとおりとなります。

- ① 採用(一部採用):民間提案を採用し、事業化を進めると判断した場合
- ② 不採用:事業化に適さないと判断した場合

6. 事業化までの手続き

採用された提案事業の事業化や契約締結までの手続きについては、次の手順で行います。

(1) 書類提出

採用された提案事業の提案者は、次の①から④までの書類を各々2部(正本1部、副本1部)、を提出してください。なお、提出時期等は別途通知します。

※ 副本はコピー可とします。

- ① 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- ② 納税証明書(受付日前 3 か月以内に発行されたもの)
- ③ 構成員、責任の範囲を定めた協定書等(任意様式) ※ 共同事業体の場合
- ④ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書 ※ 必要に応じて提出

(2) 事業化・契約締結までの手続き

- ① 採用された提案事業の提案者は、交渉権者となり契約を締結するまでの諸条件について、市と「詳細協議」を進めます。なお、協議が整わない場合は事業化されません。
- ② 交渉権者は、予算措置を含めて協議が整った場合に事業実施者として本市と「契約(随意契約)」を締結します。

7. 留意事項

(1) 費用負担

提案に関する全ての資料の作成・提出・協議等にかかる費用については、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。

(3) 特許権の侵害防止

提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。

(4) 情報公開

犬山市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(6) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、**提案辞退届出書(様式第 8 号)**を提出すること。

(7) 不測の事態への対応

本要項に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合には、本市と別途協議を行うものとします。